

第3期中期目標期間（4年目終了時）に係る業務の実績に関する 評価結果原案に対する意見申立てへの対応について（案）

意見申立ての内容

(1) 改善すべき点に関する事項

- 年度評価ですでに指摘された事項に対する意見申立て
 - ・ 2法人（北海道大学、大阪大学）

⇒ 対応 原案のとおりとする。

- 学生定員未充足に対する意見申立て
 - ・ 3法人（山梨大学、広島大学、長崎大学）

⇒ 対応 原案のとおりとする。

- 中期計画未達成に対する意見申立て
 - ・ 1法人（長岡技術科学大学）

⇒ 対応 原案のとおりとする。

(2) その他の事項

- 評定に対する意見申立て
 - ・ 1法人（高知大学）

⇒ 対応 原案のとおりとする。

- 学生定員超過に関する指摘への意見申立て
 - ・ 1法人（名古屋工業大学）

⇒ 対応 原案のとおりとする。

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 1 全体評価</p> <p>【原文】 「また、情報セキュリティマネジメント上の課題があったことから、改善に向けた取組が求められる。」</p> <p>【原文】 「(改善すべき点) ○情報セキュリティマネジメント上の課題 情報セキュリティマネジメントにおける課題について、平成28年度評価において評価委員会が課題として指摘していることから、現在改善に向けた取組は実施されているものの、引き続き再発防止と情報セキュリティマネジメントの強化に向けた積極的な取組を実施することが求められる。」</p> <p>【申立内容】 削除願いたい。</p> <p>【理由】 平成27年度に発生した情報セキュリティマネジメントにおける課題を解決するため、平成28年度には各種啓発活動を行うほか、同年10月に情報の集中化と権限・責任の明確化を図る目的で個人情報と情報セキュリティマネジメント責任者を同一の理事、同一の所掌事務課とするとともに、情報環境推進本部にCSIRT (Computer Security Incident Response Team) を設置する等の体制を整備したが、整備内容を学内周知、徹底する間に、遺憾ながら指摘された事案が生じた。 しかし、本事案以降、整備した体制によるガバナンスが保たれており、『情報セキュリティ対策基本計画』（平成28年度策定</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 第3期中期目標期間における各年度終了時の評価において指摘された事項のうち、評定を1段階以上引き下げた事案においては、国立大学法人の信用を著しく失墜させた事案として、信頼回復に向けた法人の努力を促す観点から、改善すべき点として指摘するとともに、これを踏まえて中期目標期間全体の状況を勘案し、評定を判断しているため。</p>

<p>。『サイバーセキュリティ対策等基本計画』として令和元年9月改訂。)に沿って、情報セキュリティ担当者の知識や技術の向上を図り、外部組織等との連携・協力を含めた最新の脅威に対抗する体制を構築するとともに、構成員に対する個人情報・情報セキュリティ意識の涵養・啓発に注力しており、再発防止と個人情報・情報セキュリティマネジメントの強化に向けた積極的な取組を継続して実施しているため。</p>	
--	--

国立大学法人大阪大学

法人番号：55

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2. 項目別評価 II. 業務運営・財務内容等の状況 (1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>【原文】 <u>【評定】中期目標達成のためには遅れている</u></p> <p>【申立内容】 【修正文案】 のとおり変更願いたい。</p> <p>【修正文案】 <u>【評定】中期目標の達成に向けておおむね順調に進んでいる</u></p> <p>【理由】 入学者選抜における出題ミス及び採点ミスへの組織的対応の不備については、再発防止に向けて、別紙のとおり積極的な取組を実施済であることから、評定を「<u>中期目標の達成に向けておおむね順調に進んでいる</u>」に修正願いたい。</p> <p>なお、年度評価において当該問題が反映されることは当然として、4年目、6年目評価においては、その後の対応や改善努力の状況などを踏まえた総合的な評価をいただけましたら幸いです。</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 第3期中期目標期間における各年度終了時の評価において指摘された事項のうち、評定を1段階以上引き下げた事案においては、国立大学法人の信用を著しく失墜させた事案として、信頼回復に向けた法人の努力を促す観点から、改善すべき点として指摘するとともに、これを踏まえて中期目標期間全体の状況を勘案し、評定を判断しているため。</p>

大阪大学における大学入学者選抜の実施体制の強化に関する取組について

本学においては、「平成29年度大阪大学一般選抜（前期日程）等の理科（物理）における出題及び採点の誤り」事案を受け、「入試に係る事案検証委員会」を設置し本事案の詳細な検証及び分析を実施するとともに、「入試に係る問題再発防止対策検討委員会」を設置し本事案のような入試に係る問題の再発防止対策について検討を行った。

その結果、以下のとおり試験問題を多面的、重層的に点検する体制へと強化し、当該入学者選抜の適切かつ確実な実施に向けた積極的な取組を行っている。

また、これらの取組については、学部一般選抜以外の入学者選抜の運営にも取り入れ、本学の入学者選抜全体の実施体制の強化を図っている。

実施体制の強化に関する取組

I. 入試業務全般に係るガバナンスの強化

本事案のような問題の再発を防止するため、総長の下に、従来の教育担当理事・副学長（入試担当を兼務）に加えて、入試を担当する副学長を新たに置き、入試関係業務全般に係るガバナンス体制を強化した。このことにより、本学の入試に関する情報伝達を迅速かつ円滑に行き届くようにするとともに、入試関係業務の実施体制全般の再点検及び必要な改善を図っている。

II. 出題検証小委員会の常設

試験終了後、外部等から出題に関する問題点・疑義の指摘等があった場合は、これを当該科目・分野の問題作成・校正委員のみでの検討で終わらせることのないよう、入試委員会の下に常設する出題検証小委員会において情報を集約・共有するとともに、誤りがないか等を迅速に検証する体制を整備した。

III. 試験問題の作成・点検に関する強化策

入試問題の作成を経験した教員（前年度の問題作成・校正委員など）を入試委員会の下で試験問題作成アドバイザーとして新たに指名し、当年度の問題作成・校正委員に対して試験問題作成上の引継及び助言を行う体制を創設するとともに、試験実施前から合格発表後に至るまで試験問題を多面的・重層的に点検する体制を以下のとおり整備した。

（1）試験実施前の強化策

【これまでの取組】

- ・ 問題作成・校正委員による複数回の点検

【再発防止の強化策】

① 問題作成・校正委員以外の（第一次）査読委員による点検の実施【新規】

従来から実施している問題原案作成者を除く問題作成・校正委員による複数回の点検に加えて、新たに入試委員会の下で、問題作成にかかわらない（第一次）査読委員を指名し、試験問題の査読体制を強化することにより、不適切な出題を事前に防止している。

（2）試験当日の強化策

【これまでの取組】

- ・ 問題作成・校正委員による問題解答

【再発防止の強化策】

② 問題作成、校正委員以外の（第二次）査読委員による試験問題モニター査読の実施【新規】

入試委員会の下で、問題作成に関わらない（第二次）査読委員を指名し、試験開始1時間程度前から試験問題を実際に解くことによる再点検を実施することにより、不適切な出題を試験時間内に早期発見することで影響を最小限に止める体制を整備した。

（3）試験終了から合否判定までの間の強化策

【これまでの取組】

- ・ 答案採点委員による予備校等への解答速報の確認（任意）

【再発防止の強化策】

③ 本学学生による試験問題モニター調査の実施【新規】

試験終了から合否判定までの間に、本学学生が受験生に近い視点で実際に試験問題を解くことにより、問題に不明な点や不備がないことを再点検する。

④ 答案採点委員による採点時における受験生の解答状況を踏まえた疑義等の確認【新規】

採点時において、答案採点委員が当初想定していない解答が多数見受けられるなどの想定外の現象がないか等の点検を実施する。これにより、本学の解答例に誤りや不適切な出題があっても、採点時において対処できるようにすることで影響を最小限に止める。

⑤ 答案採点委員による採点時における予備校等の解答速報との照合による疑義等の確認【拡充】

これまで科目ごとに任意に行っていた取組を拡充し、全科目において答案採点委員が本学の「解答例」又は「出題の意図」と予備校等の解答速報を照合する等の再点検を実施することにより、本学の解答例に誤りや不適切な出題があっても採点時において対処できるようにすることで影響を最小限に止める。

(4) 合格発表後の強化策

【これまでの取組】

- ・ 答案採点委員による予備校等への解答速報の確認（任意）

【再発防止の強化策】

⑥ 「試験問題」「解答例」又は「出題の意図」の本学ホームページでの公表【拡充】

これまで実施してきた大学窓口での閲覧による希望者への開示の取組を拡充し、本学の「試験問題」、「解答例」又は「出題の意図」を、著作権処理が必要なものを除き、本学ホームページで速やかに公表する。

このことにより、合格発表後であっても試験問題等の情報提供の機会拡大を通じて万一誤り等があっても早期に発見しやすくすること、また、受験生や次年度以降の入学志願者が学習上の参考として活用できること等が期待できる。

国立大学法人山梨大学

法人番号：40

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 1 全体評価 (業務運営・財務内容等)</p> <p>【原文】 「一方で、大学院専門職学位課程における学生定員未充足があったことから、改善に向けた取組を行うことが求められる。」</p> <p>【申立内容】 削除願いたい。</p> <p>【理由】 本原案で示された定員未充足の主な要因は、平成29年度入試において、確実に入学を見込んでいた合格者が2名辞退したことにより、平成29・30年度の定員充足率がそれぞれ90%を下回った(89.3%)ことである。この状況を改善するため、学生確保に向けた多様な取組(広報活動の強化や、山梨県教育委員会との「教職大学院に係る教員派遣に関する覚書」の締結、修士課程廃止による改組・一本化(入学定員14→38名))を推進してきた。これら取組の結果、令和元年度の充足率は94.2%に改善されている(なお、4年目終了時までの平均は94.1%である)。さらに、本学と山梨県立大学の学生を対象とした成績優秀者の特別待遇学生制度を新設するなど対策を強化し、令和2・3年度もそれぞれ96.1%の充足率を確保している。 このように、第3期前半の課題を期中に速やかに改善していることから、記述についてご再考願いたい。</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 中期目標期間評価は、評価実施時点における中期目標期間全体の業務の状況についての調査・分析をもとに行うものであり、第3期中期目標期間中2か年にわたり学生定員の未充足が生じていることを勘案し、中期目標の達成状況を「おおむね順調」と判断しているため。</p>

<p>【評価項目】 2 項目別評価 II. 業務運営・財務内容等の状況</p> <p>【原文】 「【評定】中期目標の達成に向けて<u>おおむね順調</u>に進んでいる (理由) 中期計画の記載9事項すべてが「中期計画を上回って実施している」又は「中期計画を十分に実施している」と認められるが、<u>大学院専門職学位課程における学生定員未充足があること等を総合的に勘案したことによる。</u></p> <p><特記すべき点> (改善すべき点) <u>○大学院専門職学位課程における学生定員の未充足</u> <u>大学院専門職学位課程について、学生収容定員の充足率が平成29年度及び平成30年度において90%を満たしておらず、令和元年度においては90%を満たしているものの、今後も引き続き、定員の充足に向けた取組に努めることが求められる。」</u></p> <p>【申立内容】 「【評定】中期目標の達成に向けて<u>順調</u>に進んでいる」に変更いただき、【修正文案】のとおり修正及び改善すべき点を削除願いたい。</p> <p>【修正文案】 「【評定】中期目標の達成に向けて<u>順調</u>に進んでいる (理由) 中期計画の記載9事項すべてが「中期計画を上回って実施している」又は「中期計画を十分に実施している」と認められる。」</p> <p>【理由】</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 中期目標期間評価は、評価実施時点における中期目標期間全体の業務の状況についての調査・分析をもとに行うものであり、第3期中期目標期間中2か年にわたり学生定員の未充足が生じていることを勘案し、中期目標の達成状況を「おおむね順調」とあると判断しているため。</p>
--	--

<p>本原案で示された定員未充足の主な要因は、平成29年度入試において、確実に入学を見込んでいた合格者が2名辞退したことにより、平成29・30年度の定員充足率がそれぞれ90%を下回った(89.3%)ことである。この状況を改善するため、学生確保に向けた多様な取組(広報活動の強化や、山梨県教育委員会との「教職大学院に係る教員派遣に関する覚書」の締結、修士課程廃止による改組・一本化(入学定員14→38名))を推進してきた。これら取組の結果、令和元年度の充足率は94.2%に改善されている(なお、4年目終了時までの平均は94.1%である)。さらに、本学と山梨県立大学の学生を対象とした成績優秀者の特別待遇学生制度を新設するなど対策を強化し、令和2・3年度もそれぞれ96.1%の充足率を確保している。</p> <p>このように、第3期前半の課題を期中に速やかに改善していることから、「順調」であると考えており、評定をご再考いただきたい。</p>	
---	--

国立大学法人広島大学

法人番号：65

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 II. 業務運営・財務内容等の状況 ＜評価結果の概況＞ (1) 業務運営の改善及び効率化</p> <p>【原文】 「中期目標の達成に向けて<u>おおむね順調</u>に進んでいる」</p> <p>(改善すべき点) ○大学院専門職学位課程における学生定員の未充足 大学院専門職学位課程について、第2期中期目標期間においても改善すべき点と指摘したが、<u>学生収容定員の充足率が平成28年度から令和元年度において90%を満たしていないことから、学長のリーダーシップの下、定員の充足に向けた対応が求められる。</u></p> <p>【申立内容】 【修正文案】 のとおり変更願いたい。</p> <p>【修正文案】 「中期目標の達成に向けて<u>順調</u>に進んでいる」</p> <p>(改善すべき点) ○大学院専門職学位課程における学生定員の未充足 大学院専門職学位課程について、第2期中期目標期間においても改善すべき点と指摘した。<u>学生収容定員の充足率が平成28年度から令和元年度において90%を満たしていないが、学長のリーダーシップの下、定員の充足に向けた具体的な対</u></p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 中期目標期間評価は、評価実施時点における中期目標期間全体の業務の状況についての調査・分析をもとに行うものであり、第3期中期目標期間中4か年にわたり学生定員の未充足が生じていることを勘案し、中期目標の達成状況を「おおむね順調」であると判断しているため。</p>

応を進めており、改善に向けてさらなる取組が求められる。

【理由】

今回の評価理由として、大学院専門職学位課程（教職大学院，法科大学院）における学生定員の未充足について指摘を受けているが、教職大学院の定員充足率は毎年度100%程度で推移している。法科大学院においては、学生収容定員の充足率の改善に向けて、ロードマップを作成し、取組を重ね、平成28年度の57.6%から令和元年度の70%に増加している。特に、最近の入学定員充足率は、平成30年度及び令和元年度は90%となっている。（ロードマップについては別紙1参照）

神戸大学法科大学院との連携による説明会の共同開催等や法科大学院進学希望の本学法学部生に法科大学院教員が直接指導する機会を設けるなどの取組により、志願者・受験者数が増加傾向にあり、定員20名に対し、令和元年度の志願者・受験者数は、平成30年度から1.5倍程度に増加している。入学定員充足率100%を追求しているが、司法試験合格率などの成果向上や優秀な法曹の輩出に期待する地元法律事務所からの期待もあることから、学生を入試段階で厳格に選抜する方針としており、その結果として、毎年度の入学定員充足率は概ね85%で推移している状況にある。

また、神戸大学法科大学院との教育連携により、その助言に基づくカリキュラムの抜本的見直しや学習到達度のダブルチェックを行い、教育成果を検証している。同時に、本学独自に教育プログラム（個別学修指導＋統合型学修プログラム）を強化し法曹としての学びを支える学修への転換度を指針に設け、これに基づく学修到達レベルを目標設定し、司法試験合格等の教育成果が得られるよう教育の質のさらなる向上を図る。将来の司法試験合格を見据え、上記

のような教育プログラムにスムーズに対応できる意欲の高い学生を選抜する入試の工夫を始めている。

一方、令和3年4月9日付けで大学改革支援・学位授与機構から通知された教育研究の状況に関する評価結果（案）では、中期目標（小項目）1-1-3の優れた法律専門家の養成についての取組が「4優れた実績を上げている」と高く評価され、中期目標（大項目）I教育に関する目標の評定「4計画以上に進捗」に寄与しており、「個別指導システムの構築と司法試験の合格率向上」が優れた点として認められるなど「優れた実績」が認められると判断されている。

したがって、収容定員の未充足（充足率90%未満）に関しては事実であるが、「学長のリーダーシップの下、定員の充足に向けた対応が求められる。」との表記については、大学改革支援・学位授与機構の評価結果（案）が「優れた法律専門家を養成についての取組が「4優れた実績を上げている」と高く評価されていることから、「学長のリーダーシップの下、定員の充足に向けた具体的な対応を進めており、改善に向けてさらなる取組が求められる。」に変更願いたい。（定員充足に向けた具体的な対策については、別紙2参照）

さらに、「（1）業務運営の改善及び効率化」に関しては、IR機能を活用した全学的な人員配置による教育研究組織の見直しとして、情報科学部、総合科学部国際共創学科の新設や大学院の再編のほか、若手人材を積極的に登用するための育成助教枠の創設など、組織改革や人事制度改革も積極的に行ってきた実績がある。

これらの実績により、「（1）業務運営の改善及び効率化」の評価は、平成28年度から令和元年度の4年間は全てが「順調」の評価を得ている。

以上のことから、中期目標・中期計画の

<p>実績を総合的に評価するという観点から、第3期中期目標期間の評価結果については、「順調」の評価に修正願いたい。</p>	
---	--

法科大学院制度を支える教育機関へのロードマップ

広島大学法科大学院

目標 独自の教育プログラムによる法曹養成教育機関として法科大学院制度を支える

	目 的	目標達成方法
①	学びの転換と質の向上による法曹資質の強化	統合型教育プログラムと個別学修指導システムの構築と洗練
②	司法試験合格率の改善向上と安定化	神戸大学法科大学院との教育連携 入試制度の抜本的見直し
③	学生収容定員及び入学定員の充足	中四国地方の大学法律系学部との教育連携の展開

ロードマップ（各年度における新規取組の開始・実施の状況）

平成 28 年度

神戸大学法科大学院との教育連携協定締結（②）

* 神戸大学法科大学院による本学教育現状把握調査の実施（①②）

* 神戸大学法科大学院との合同説明会開催の開始（③）

香川大学法学部との教育連携協定締結（③）

* プロフェッショナル性養成講座の提供開始（①③）

平成 29 年度

神戸大学法科大学院との教育連携（②）

* カリキュラムの抜本的見直しと再編（①②）

本学法科大学院説明会の西日本エリアでの開催（③）

本学在学生向け給付奨学金制度新設（②③）—TKC 全国実力確認テスト成績と連動

平成 30 年度

神戸大学法科大学院との教育連携（②）

* 新カリキュラムへの3学年同時移行（①②）

* 神戸大学法科大学院による本学教育状況把握調査の実施（①②）

本学教育プロセスのブラッシュアップ（①）

* 統合型教育プログラムのコア化（①）

* 個別学修指導体制の整備・強化（①）

* 入学予定者に対する事前学習課題及び課題確認試験の実施（①）

教員の人的体制の強化（①）—法科大学院修了・新司法試験合格の若手教員採用

本学入試制度の見直し（①②）

- *入試科目における「資質確認」の導入 (①②)
- *本学教育プログラムで学修力を高められる資質を見極める入試選抜 (①)
- 本学入学者向け給付奨学金制度の新設 (③) — 課題確認試験成績と連動

令和元年度

- 神戸大学法科大学院との教育連携 (②)
 - *新カリキュラムによる教育成果 (学習到達度) の検証 (②)
- 本学在学生向け給付奨学金 (Next Step 奨学金) 制度の新設 (③)
- 本学入試合格者 (希望者) に対する個別学修指導の開始 (③)
- 本学法学部へ特定プログラム (法律専門職養成特定プログラム) 提供開始 (①③)
- 西南学院大学法学部、広島修道大学法学部との法曹養成連携準備協定締結 (③)

令和2年度

- 本学法学部との法曹養成連携協定締結 (①③)
- 教員の人的体制の強化 (①) — 法科大学院修了・新司法試験合格の若手教員採用
- 神戸大学法科大学院との教育連携 (②)
 - *オンラインでの授業提供等の情報交換
- 入試合格者・入学予定者に対する学修ビデオ視聴・個別学修指導の提供 (③)
- 香川大学法学部との教育連携 (③)
 - *授業科目 (司法制度入門) 開設への協力

専門職大学院（法科大学院）の学生収容定員充足に向けた具体的な対策について

（1）志願者・受験者数を増加させる対策

- ① 神戸大学法科大学院との連携による説明会の共同開催等で従来の説明会参加者よりも広い学生層に本学の教育プログラムや学修プロセスを訴えることで、令和元年度入試の志願者・受験者数を平成30年度から1.5倍程度に増加させている。令和2年度入試に向けてはコロナ禍の影響で上記共同開催の説明会は開催できず、また対面による他者同調のコミュニケーションが難しいなかにおいても、平成30年度並の志願者数等を獲得し、令和元年度に続き質の高い学生が入学している。

入試年度	志願者数	受験者数	合格者数	入学者数
平成30年度	60名	50名	25名	18名（内本学法学部5名）
令和元年度	85名	75名	32名	18名（内本学法学部5名）
令和2年度	61名	52名	25名	15名（内本学法学部7名）

- ② 本学法学部には、3年前から法律専門職養成特定プログラムを提供することで、法科大学院進学希望の学部学生に本専攻教員が直接指導する機会を得ており、法科大学院での教育にスムーズに対応できるよう学修の在り方などを実践的に教示している。これにより本専攻の学修プロセス及び教員に対する信頼を得ており、本専攻への入学者数も増加傾向を見せている。

令和2年4月より法曹養成連携協定に基づく教育連携がスタートすること（上記特定プログラムは年次進行で廃止）で、法曹コース所属の学部学生に対する継続的な個別学習相談等が可能となり、志願者等のさらなる増加も十分に期待できる。本年度は2年次生17名が法曹コースに登録しており、今後、成績判定や進級等の節目に、学部との連携協議会において成績状況等に照らし学生を絞り込んでいく予定である。

（2）歩留率を高める対策

- ① 昨年度実施した「合格者に対する個別学修相談」が相談学生の入学率を高めたことから、これを継続するとともに、さらに合格者に馴染みやすい学習方法と学修プランを丁寧に説明するビデオを作成しその視聴を勧めたところ、視聴学生の入学率を高めた。これらは、事前学習課題への取組において学習が改善工夫される成果も見られ、事前学習が入学後の効果的な学修につながり、本専攻における教育成果を高め、司法試験合格率プラスに働くことで、志願者数等を増加させることともなる。

② 本学独自の給付奨学金制度は、入学時の事前学習課題確認試験結果に基づく奨学金及び入学後における TKC 学力確認試験結果による奨学金があり、いずれも経済的負担のかさむ時期における学習支援と受け止められ、入学動機付けとして強く働いている。学習が成果として表れるためのアウトプットを意識した学修への転換を図る契機となっており、司法試験合格率の向上のみならず司法修習等を含め法曹としての学びを修得することで専門技量を鍛えていくことにつながる。

また、法曹養成連携協定による5年一貫教育に対する奨学金として、さらに優秀な法曹の輩出を期待する地元法律事務所からの基金により、法学部では新たな奨学金支給を検討し、本専攻でもこれと連携した奨学金を設ける予定である。

(3) 司法試験合格率を継続的に向上させる対策

神戸大学法科大学院との教育連携は、司法試験合格率改善を目的に、その助言に基づきカリキュラムや少人数教育の在り方などを抜本的に見直しその成果を検証し、さらなる改善の余地がないかを検討している。

この間の教育連携活動を通じて、本学は、本専攻が専門職大学院として一定の成果を上げ自立的な教育組織となり法科大学院制度を支える教育機関となっていくロードマップを策定している。このマップに従い、適切な人材を確実に選抜する入試の実施、法曹を養成するための教員組織の強化などいくつかの段階を着実にクリアすることで、実績のある法科大学院の仲間入りができる。

現段階では、入学定員充足率100%を追求するとともに、司法試験合格率などの成果向上のため、本学の教育プログラム等を活かせる学生を入試段階で厳格に選抜することが必須であり、そのための出題や採点基準を工夫しブラッシュアップする。同時に、本学法学部のみならず、中四国エリアにおける法学部等に対して本専攻における学修の基本的な考え方を実践とともに提供することで、学修の転換を意識するあるいは志向する学生層を拡大し本専攻を目指す学生数を増やす。

以上

国立大学法人長崎大学

法人番号：76

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 II. 業務運営・財務内容等の状況 (1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標 〈特記すべき点〉 (改善すべき点)</p> <p>【原文】 ○大学院専門職学位課程における学生定員の未充足 大学院専門職学位課程について、学生収容定員の充足率が平成28年度から30年度にかけて90%を満たさなかったことから、学長のリーダーシップの下、定員の充足に向けた対応が求められる。</p> <p>【申立内容】 【修正文案】の通り変更願いたい。</p> <p>【修正文案】 大学院専門職学位課程について、学生収容定員の充足率が平成28年度から30年度にかけて90%を満たしておらず、<u>入学定員の変更や、管理職養成コースを設置するなど、入学定員を安定的に充足させるための取組を実施して令和元年度には90%を満たしているものの、今後も引き続き、学長のリーダーシップの下、定員の充足に向けた取組に努めることが望まれる。</u></p> <p>【理由】 平成27年度の年度評価において、評価委員会から、課題として「大学院専門職学位課程について、学生収容定員の充足率が平成26年度から平成27年度において90%を満たさなかったことから、今後、速やかに、学</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 中期目標期間評価は、評価実施時点における中期目標期間全体の業務の状況についての調査・分析をもとに行うものであり、第3期中期目標期間中3か年にわたり学生定員の未充足が生じていることを勘案した上で原案の文案としているため。</p>

長のリーダーシップの下、定員の充足に向けた抜本的な対応が求められる。」との指摘がなされた。

この指摘に対して、平成28年度の本学の実績報告(39ページ)の特記事項にも記述しているように、以下の改善に取り組んだ。

① 学長との協議により定員削減を伴う改組を行うことを決断し、管理職養成コースの新設や、現状の教育実習や教科授業実践コースの授業構成等を改善するとともに、入学定員を現行の38名から28名に削減して定員の適正化を図るとの方針を研究科教授会で決定し、平成30年度の概算要求に載せる予定で改組案の具体化について検討を進めた。

②教職大学院への進学説明会を学内で5回開催するとともに、近隣大学へは出前説明会を開催し、入学希望者の確保に努めた。また入学試験を4次募集まで実施し、定員の充足に努めた。

③現職教員の派遣については、県教育委員会と管理職候補者やミドルリーダー候補者の派遣について協議を進めるとともに、教員養成諮問会議において本県における教員の養成から、採用、研修とつながる学び続ける教員の育成方策について協議を行った。

④教員養成諮問会議等での協議を経て、県教育委員会は学部卒業生の教職大学院への進学に関するインセンティブとして、教員採用試験における加点制度を 発足させた。

⑤附属学校教員に対しては、教職大学院への進学に伴う非常勤講師の確保を学部の経費を用いて行う附属教員入学枠を用いて、平成28年度に1名の入学者を確保した。

⑥ 学生代表懇談会及び院生懇談会において、教職大学院への要望等に関する意見を聴取し、実践研究に必要な印刷経費の増額をはじめとする、院生の学習環境改善に努めた。

<p>その結果、平成28年度の年度評価では、評価委員会から「平成27年度評価において評価委員会が指摘した課題について改善に向けた取組が実施されている」との評価を受けた。ただ、その効果はすぐには現れず、今回の評価結果にも記載されているように、平成28年度から平成30年度にかけては、収容定員充足率は、90%を下回った。しかし、各年度、その原因を解析し、対策も強化してきたその取組がやっと平成31年度には実を結び、充足率は90%を超えており、令和2年度には100.4%となった。</p>	
---	--

国立大学法人長岡技術科学大学

法人番号：35

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 各中期目標の達成状況 II 業務運営・財務内容等の状況 (1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>【原文】 【評定】 <u>中期目標の達成のためには遅れている</u> (理由) 中期計画の記載11事項中 <u>9事項</u>が「中期計画を上回って実施している」又は「中期計画を十分に実施している」と認められるが、<u>2事項</u>について「中期計画を十分には実施していない」と認められること等を総合的に勘案したことによる。 (法人による自己評価と評価委員会の評価が異なる事項) ・・・中期計画【19-05】については、法人が掲げる目標が達成して<u>おらず、また、達成されなかったこと</u>について勘案すべき事情が認められないことから、「<u>中期計画を十分には実施していない</u>」と判断した。 ・・・ ○<u>中期計画を十分に実施していないと認める事項</u> ・・・女性が働きやすい環境整備等に取り組んでいるものの、女性教員の割合が令和元年度8.8%、女性管理職の割合が令和元年度13.3%となっており、女性教員の採用や管理職への登用ができていないと<u>言えないため、中期計画を十分に実施していないと認められる。</u></p> <p>【申立内容】 【修正文案】 のとおり変更願いたい。</p> <p>【修正文案】</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 法人から申立があった内容も踏まえて総合的に判断した上で、原案の評定及び文案としているため。</p>

【評定】中期目標の達成に向けておおむね順調に進んでいる

(理由) 中期計画の記載11事項中10事項が「中期計画を上回って実施している」又は「中期計画を十分に実施している」と認められるが、1事項について「中期計画を十分には実施していない」と認められること等を総合的に勘案したことによる。

(法人による自己評価と評価委員会の評価が異なる事項)

・・・中期計画【19-05】については、法人が掲げる目標が達成していないが、達成されなかったことについて勘案すべき事情が認められることから、「中期計画を十分に実施している」と判断した。

・・・

○中期計画を十分に実施していないが勘案すべき事情が認められる事項

・・・女性が働きやすい環境整備等に取り組んでいるものの、女性教員の割合が令和元年度8.8%、女性管理職の割合が令和元年度13.3%となっており、女性教員の採用や管理職への登用ができているとは言えない。

ただし、女性教員の割合は令和3年度当初には13.2%となっており、中期計画の達成が見込まれる状況であるため、4年目終了時において中期計画が達成されなかったことについては、退職者の後任補充に伴い令和元年度において一時的に女性教員の割合が減少したことによるものであると勘案すべき事情が認められる。

【理由】

令和2年10月1日に実施された本評価に係るヒアリングにおいて当該部分についての質問を受けたが、その際に令和2年度中女性教員4名の採用を見込み、翌年度以降も複数名の採用を予定し、中期目標期間終了時には10%台前半の数値を確実に達成し概ね15%の目標値を達成可能の見込みである旨述べている。令和3年4月1日現在の

女性教員割合は13.2%(27人/204人)であり、取組の成果が数字に表れ始めたと言える。

令和元年度末までの実績値の低下は、退職者の後任補充に際し適任者を確保するため十分な公募期間を設けることを理由の一つとした一時的なものであるという見解を質問事項及び回答の中で述べており、それを裏付けるデータも明らかになったことから、事情としてご勘案いただきたい。

以上より、【修正文案】のとおり文章を変更願いたい。

国立大学法人高知大学

法人番号：71

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 (3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>【原文】 【評定】 中期目標の達成に向けて<u>順調</u>に進んでいる。</p> <p>【申立内容】 評定を「中期目標の達成に向けて<u>計画以上の進捗状況にある</u>」に変更いただきたい。</p> <p>【理由】 中期計画の記載2事項全てが「中期計画を上回って実施している」と認められており、さらに、SDGsに関する取組みを学内外へ情報発信していることが優れた点として認められていることから、より高い評定が妥当であると考えられるため。</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 法人から申立があった内容も踏まえて総合的に判断した上で、原案の評定及び文案としているため。</p>

国立大学法人名古屋工業大学

法人番号：47

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 I. 教育研究等の質の向上の状況 定員超過の状況</p> <p>【原文】 「○工学研究科における定員超過 平成28年度から令和元年度において一貫して工学研究科の収容定員超過率が110%を上回っていることから、今後速やかに入学定員の見直しを含め定員超過の改善を行うことが求められる。」</p> <p>【申立内容】 【修正文案】 のとおり修正願いたい。</p> <p>【修正文案】 「○工学研究科における定員超過 平成28年度から令和元年度において一貫して工学研究科の収容定員超過率が110%を上回っているものの、令和2年度から博士前期課程の入学定員を100名増加させ、収容定員超過率は改善している。」</p> <p>【理由】 本学において、平成28年度から令和元年度において一貫して工学研究科の収容定員超過率が110%を上回っていたのは事実であるが、既に令和2年度において工学研究科博士前期課程の入学定員を見直している。 ・工学研究科博士前期課程 入学定員586名→686名（令和2年度）</p> <p>また入学定員変更後の収容定員超過率についても改善しており、令和3年5</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 同様の事案がある法人に対しては、同様の表現で公平に指摘することとしているほか、改善に向けた取組が実施されていることを具体的に確認した上で原案の文案としているため。</p>

<p>月1日時点における収容定員超過率は110%を下回っている。</p> <ul style="list-style-type: none">工学研究科収容定員超過率 <u>105.9%（令和3年5月1日時点）</u> （算定は「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間の業務実績評価に係る実施要領」による）	
--	--